

最低制限価格の取扱いについて

臼杵市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和元年10月1日以降に開札を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1) 制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 1.1}{\text{設計額}}$$

設計額

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×55%の額」、のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。)

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。